

厚真町集中改革プラン

◇調査研究 □指針等作成 ◎実施 → 継続

大項目	取 組 項 目	目 標 年 度					集中改革プランの推進方法
		17	18	19	20	21	
I 地方分権に対応する簡素で効率的な行政システム	(1) 職員の意識改革・意欲を発揮する人事管理の充						
	① 職員の意識改革	◎				→	○分権時代に求められる職員像と必要とされる能力の発揮を目指す。
	a 人材育成基本方針の策定		□	◎		→	○人材育成基本方針を策定し、職員の意識改革や政策形成能力等の向上を図る。
	b 人材育成の推進	◇		→	□	→	○研修、異動、勤務評定、職場管理など人事管理面を見直し、職員の意識改革や人材育成の総合的な改革を図る。
	② 人事管理の改善						
	a 定期人事異動の確立		◎			→	○適材適所の職員配置と職員の能力発揮を促す人事管理の徹底（3年～5年ごと）
	b 異動時の公募制の検討		◇	□◎		→	○職員の士気の高揚と職場の活性化を図る。
	c 職員の提案制度の再活用		◎			→	○職員の改善意識の醸成と幅広い意見の収集による町民サービス、事務効率の改善などを達成するため既存制度の再活用
	d 希望降格制度の検討		◇	□◎		→	○職員の精神的・身体的負担の解消と組織の活性化を図る。
	e 勸奨退職制度の検討		◇	□◎		→	○職員の新陳代謝の促進と、適正な人事管理と公務能率の向上を前提とした勸奨退職者制度の検討を行う。
	③ 職員研修の充実						
	a 派遣研修の実施	◎				→	○市町村アカデミー等への職階別派遣
	b 集合研修の実施	◎				→	○講師招聘による職場内研修
	c 自主研修の実施	◎				→	○業務課題への対応と自己研鑽を図る。
	d 人事交流の検討		◇	→	◎	→	○職員の視野の拡大と人材の育成を期待
	e 定期的な接遇研修の実施		◎			→	○町民に親しまれる接客技術の習得
	(2) 地方分権型の組織・機構再編						
	① 部・課等の再編検討		◇	◎		→	○行政課題に対応する簡素で効率的な部課の再編を検討 ・17年度に生涯学習課と体育振興課を統合
	a スタッフ制・大課制の検討		◇	◎		→	○意思決定の迅速化及び責任の明確化を図るとともに、機動的・弾力的な体制の検討
	② 庁議制の検討	◇	◎			→	○庁内の最高意思決定機関としての機能を持つ庁議のあり方を検討
	③ 行政診断の検討		◇				○地方分権の推進と住民ニーズの多様化の中で、さらなる行政運営効率化と行政活動の明確化に向けて行政診断の導入を検討する。
	(3) 附属機関等の充実・再編						

厚真町集中改革プラン

◇調査研究 □指針等作成 ◎実施 → 継続

大項目	取 組 項 目	目 標 年 度					集中改革プランの推進方法
		17	18	19	20	21	
	① 附属機関の再編整備の検討	◎	→				○設置目的、運営状況、達成度及び効果を把握し、社会経済情勢の変化に応じて再編整備を検討する。
	② 委員公募制の実施	◎	→				○公募委員の拡大を図る。
	③ 次代を担う委員の登用拡大	◎	→				○次代を担う若手住民の意見を反映させる機会の拡大を図る。
	④ 参加し易い委員会運営のあり方を検討	◇	→				○協働のまちづくりに向けて町民の意見反映がし易い環境づくりを検討
II 給与・定員管理の適正化	(1) 給与・定員管理の適正化の推進						
	① 給与制度の見直し	◎	→				○国、道、市町村の給与制度に準拠しながら給与制度の改善を図る。 ・一般職の削減目標（21年度までに7%、27年度までに17.5%） ・特別職、議会議員、非常勤公職者の削減目標（21年度までに3.4%、27年度までに13.0%） ○特別会計職員の削減も一般会計職員に準じる。
	a 適正な給与水準の確保	◎	→				○ラスパイレス指数や類似団体を基準としながら、引き続き適正な給与水準の維持に努める。 ・17年6月から退職時特別昇給の廃止 ・18年度から枠外昇給制度の廃止検討 ・17年度給与構造の見直し実施 基本給引下げ平均4.8%（人事院勧告に基づく） ・昇給時期の統一（現行年4回区分を年1回(1月1日)） ・普通昇給における勤務実績の反映 ・55歳以上の職員の昇給抑制 ○特別会計職員の給与水準の取扱いも一般会計職員に準じる。
	b 勤務評定制度の検討	◇	◎◇	→	◎	→	○職員個々の能力と実績に応じた給与体系の導入を検討する。 ・昇格時における勤務実績の反映検討 ・勤勉手当における勤務実績の反映検討 ○特別会計職員の取扱いも一般会計職員に準じる。
	c 技能労務職の給与適正化の確保	◎	→				○技能労務職の昇格の適正化 ・昇格基準に基づく運用の徹底（在級期間による給料格差の確保）
	d 超過勤務手当の縮減（現行8%を段階的に6%水準に抑制）	◎	◎	→			○超過勤務業務の内容精査と効率的な事務遂行の徹底 ・17年度超過勤務手当予算化 給料の9%を8%に縮減 ・19年度までに給料の6%水準に段階的縮減を図る。（各年1%減） ・管理職手当の定率制から定額制への移行検討 ○特別会計職員の取扱いも一般会計職員に準じる。
	e 諸手当の縮減		◎	→			○諸手当は今後も適性を確保し縮減を図る。 （17年度で保育士及び保健師手当廃止） ・選挙事務における超過勤務手当単価の統一化（業務同一） ・イベントにおける超過勤務手当単価の統一化（業務同一） ○特別会計職員の取扱いも一般会計職員に準じる。

厚真町集中改革プラン

◇調査研究 □指針等作成 ◎実施 → 継続

大項目	取 組 項 目	目 標 年 度					集中改革プランの推進方法
		17	18	19	20	21	
	f 勤務時間の弾力的運用の推進と徹底	◎	◎				○町民サービスの向上と経費の抑制に向けて勤務時間の弾力的運用を推進する。 ○業務の遂行に応じた時間差出勤の推進と徹底 ・超過勤務手当の10%削減（イベント業務を含む。） ○特別会計職員の取扱いも一般会計職員に準じる。
	② 適正な職員数の管理						○少数精鋭の執行体制を図るため計画的な職員抑制策を講じる。
	a 定員適正化計画の策定	◎					○17年度に策定した定員適正化計画に従って計画的な定員管理に努めるとともに、状況変化に応じては柔軟な見直しも実施する。 【5カ年間の職員削減目標】 年 度 H17 H18 H19 H20 H21 H22 計 現 員 120人 採用予定 1 2 1 1 1 0 6 削減数 18人 退職予定 6 5 4 6 3 24 削減率 15.0% ○特別会計職員の削減も一般会計職員に準じて行う。
	b 退職職員の補充抑制	◎					○業務の効率化を推進して退職職員の補充抑制を図る。 ○特別会計職員の抑制も一般会計職員に準じる。
Ⅲ 情報化と町民サービスの向上	(1) 透明性の高い行政の推進						
	① 情報提供手法の充実	◎					○さまざまな媒体を活用して、鮮度重視の情報提供を推進する。
	② 行政情報の積極的な提供	◎					○町民との情報共有と説明責任を果たす観点から個人情報に配慮しながら積極的な情報公開を推進する。
	③ 広聴制度の充実	◎					○行政施策実施等に際して町民の意見反映の機会提供
	④ 行政改革の公表	◎					○行政改革の取組みを公表（ホームページ等の活用）し、町民と一体となった改革を推進する。 ・事務事業の評価結果 ・第3次行政改革大綱[行政改革推進プログラム] ・集中改革プラン
	(2) 町民サービスの向上						○町民負担の軽減の観点と窓口サービスの改善や手続の簡素化、迅速化、行政サービスの一層の向上をを図りながら町政に対する理解の増進に努める。
	① 窓口サービスの改善						○町民の立場に立った誠実な対応と利便性の向上高めるため窓口サービスの改善を図る。
	a 住民ニーズに対応した窓口開設時間の検討		◇	◎			○終業時間等の延長
	b 勤務時間の延長の検討		◇	◇◎			○1日8時間勤務の検討
c 行政サービス代行員制度の導入検討 （地域情報の把握や行政情報の伝達や要望・意見の掌握） *段階的実施を含めて検討		◇	◇◎			○交通手段のない高齢者等に代わって町職員が各種の行政手続（相談を含む）を代行。各自治会に配置 ○発送文書の配布に合わせて実施（地域情報を行政サービスの改善に結び付ける。）	

厚真町集中改革プラン

◇調査研究 □指針等作成 ◎実施 → 継続

大項目	取 組 項 目	目 標 年 度					集中改革プランの推進方法	
		17	18	19	20	21		
	d スピーディーな窓口サービス	◎					○利用者に立場に立ったスピーディーな窓口対応の徹底	
	② 町民との協働事業の推進		◇◎				○職員数の抑制の中で町民サービスの向上を図るため、町民の自主的提案等に基づく地域との連携や協力事業を推進する。	
IV 簡素で効率的な行財政運営	(1) 確かな財政運営の確立							
	① 財政計画の樹立		◎				○将来を見通した財政運営の確立	
	② 財政健全化プランの策定		◎				○中長期の視点に立った財政の健全化方針の提示と具体的対応策の明示	
	(2) 効率的・効果的な事務事業の実施							
	① 事務事業の整理・合理化と徹底した見直し	◎					○厳しい財政環境の下で、町民ニーズの多様化に的確に対応するため、事務事業評価結果に基づく既存事業の徹底した見直し実施 ・16年度事務事業評価240件中4割に当たる97件が見直し・改善、休廃止となっていることから、21年度までに対象事業すべての改善を実施する。 ・中期改善目標として5割(約50件)を目標に改善に取り組む。	
	a 政策評価の導入検討		◎				○政策・施策の評価を通じて効率性や有効性を見極め適切な公共サービスを実現する。 ・取組み方針の策定と評価着手	
	b 事務事業評価の継続実施	◎					○定期的な評価によって、事務事業の達成状況や執行効率等を客観的に評価し、事務事業の改善を図る。	
	c 目標管理による計画的な改善		◎				○事務事業等の改善目標を立て計画的な改善を推進する。 ・係り単位に改善目標を立て、年度末等にその結果を検証する。	
	d ゼロベース予算、サンセット方式の導入検討	◎					○継続事業については、期限を定めて *ゼロベース予算 *スクラップ・アンド・ビルドの徹底 *サンセット方式など による事務事業の再評価と仕組みの改善を進める。	
	② 行政経営戦略会議の機能充実	◎					○組織課題の整理と課題解決方針の樹立による組織的な改革の推進(計画・目標管理、改善管理などを担う。)	
	(3) 経営の視点に立った行財政運営の実現							
	① 収入の確保、収納率の向上							
	a 町税等の歳入確保と収納率の向上	◇		→		◎	→	○町税等をはじめ歳入の確保と収納率の向上の方策を検討 ・24時間収納に向けたコンビニ収納の検討
	b 受益者負担の見直しと公平性の確保							○公共施設等の使用料及び手数料は町民ニーズや受益者負担の公平性を考慮し有料化等適正負担の検討
ア 使用料・手数料の全面的見直し検討		◇	◎				○応益負担の適正化と公共施設等の有料化の検討 ・18年度に使用料・手数料の適正負担を検討し改正方針を決定	

厚真町集中改革プラン

◇調査研究 □指針等作成 ◎実施 → 継続

大項目	取 組 項 目	目 標 年 度					集中改革プランの推進方法
		17	18	19	20	21	
	c 公有財産の有効活用の促進						○利用されていない公有財産は将来的な活用の有無を検討し、貸付、転用、売却などの促進
	ア 遊休公有地の貸付・売却の促進		◎				○土地資源の有効利用と管理及び経費の節減
	イ 公共団体及び公共的団体の貸付料減額規定の見直し	◇	◇◎				○利用者負担の原則に基づく見直し
	② 内部経費等の抑制推進						○厳しい財政運営が求められる中、内部経費等の徹底した削減を図り、将来にわたって健全財政の維持・確保に努める。
	a 交際費・食糧費の抑制	◎					○交際費、食糧費の支出基準に基づく交際費・食糧費の支出抑制の徹底 ・平成17年度から新たな交際費基準により用途の公表実施
	b 経常経費の徹底節減 ・消耗品、灯油、ガソリン、電気料など	◎					○消耗品は使用の節約 ○灯油は室内温度を抑え退庁時には消化を行う。 ○ガソリンはアイドリングを控え必要最小限の利用に努める。 ○電灯は昼休みと退庁時の消灯徹底と超勤の場合はデスク周りの点灯に努める。 ○パソコン・プリンターの電源は昼休みや退庁時には必ず切ること。
	c 人件費の抑制	◎					○職員の採用抑制や人勸など他団体の取り組みにも配慮して人件費の抑制を図る。(任用適正化の徹底) ○削減目標 一般財源ベースで71,000千円減(6.7%減)
	ア 嘱託職員の位置付け見直し		◎				○専門性の高いものなど特別なものを除き、日額職員化へ移行
	イ 臨時職員の適正任用の厳守		◎				○業務に応じた任用と横断的業務従事の推進(複数課による任用など)
	ウ パート任用者の抑制		◎				○隔日勤務など業務に応じた柔軟な勤務体制の確立
	d 各種委員会の設置のあり方と委員数の見直し		◎				○設置目的や活動実績、効果などから委員会の再編や委員数の見直しを検討
	f 物件費の抑制		◎				○事務事業評価等に基づき徹底した支出内容の見直し、特に施設管理費、事務経費及び行事費 ○削減目標 一般財源ベースで20,000千円減(20%減)
	ア 旅費支給規定の見直し		◎				○近距離日帰り日当の廃止検討 ○特別職と一般職の宿泊料の統一検討
	イ 旅費の抑制	◎					○出張人員は最小限 ○公用車利用の徹底
	ウ 視察研修の抑制・廃止	◎	◎				○慰安的意味合いの濃いものは廃止 ○先進地視察は代表者によって行い報告伝達の徹底
	エ 通信運搬費の抑制		◎				○郵便料金削減に向けて、EメールやFAXの活用を徹底
	オ 公用車の使用改善		◎				○公用車の予約管理システムの構築による使用管理の合理化推進
	g 公共施設の集約化と維持管理費の抑制						○公共施設の有効活用と経費の抑制の徹底

厚真町集中改革プラン

◇調査研究 □指針等作成 ◎実施 → 継続

大項目	取組項目	目標年度					集中改革プランの推進方法
		17	18	19	20	21	
	ア 利用頻度の低い施設は休廃止を検討		◎			→	○積極的な統廃合の推進 ・18年度にへき地保育所1箇所統合
	イ 維持管理費の徹底削減		◎			→	○削減目標設定による経費抑制の徹底 ○維持補修費削減目標 一般財源ベースで10,000千円減(9.5%減)
	h 委託料の明確化と適正化の推進						○委託業務の拡大に伴い委託料の適性水準の明確化と競争原理の確保
	ア 設備点検委託など共同発注の徹底	◎				→	○共同発注により経費抑制が期待できる部門は共同発注を原則化 ・17年度浄化槽点検の共同発注実施 ・17年度電気設備点検の共同発注実施
	イ 委託費用の算出基準の明確化		◎			→	○委託業務費用の算出根拠を明らかにし、常に透明性の高い委託料水準を維持する。
	i 補助費の抑制		◎			→	○単独補助や一般財源比率の高い補助費については事務事業評価に基づいて徹底した支出抑制を図る。 ○削減目標 一般財源ベースで50,000千円減(9%減)
	ア 補助事業の終期設定(3年)		◎			→	○補助事業の効果測定の実施 ○運営全般的な補助は改め、事業内容に着目した補助とする。
	イ 補助率の上限設定と統一性の徹底		◎			→	○補助対象を分類し、性格ごとに補助率の統一 *上限2分の1、3分の1、4分の1など補助の性格ごとに補助率を設定
	ウ 統合型補助制度の導入と自由度の高い提案型補助(成果主義)の検討		◇	◎		→	○補助条件の制約を極力縮小し、申請者の自由度と成果を尊重する補助制度の検討
	エ 補助対象事業の効果測定の実施		◎			→	○毎年補助対象事業の効果測定を実施し、補助継続の有無を判断する。
	j 扶助費の適正化		◎			→	○地域扶助として理解が得られる水準の確保
	(4) 民間活力の活用推進						
	① 民間委託の推進						○町民サービスの向上と経費抑制の観点から、民間委託等の実施が適当な事務事業については、費用対効果を明らかにして積極的な民間委託等を推進する。
	a 民間のノウハウの積極的活用	◎	◎			→	○既成観念にとらわれない柔軟な発想による民間ノウハウの積極的活用 ・17年度浄水場の管理を民間に業務委託 ・17年度中に町有マイクロバスの廃止検討(民間バス活用)
	b 省コスト管理の徹底	◇	◎			→	○効果測定に基づき省コスト化の確認できない委託は直営に改める。 ・18年度以降の清掃業務をはじめとした業務委託は委託内容や実施回数などの見直しを進める。
	② 公の施設の指定管理者制度の活用						○公の施設の管理に当たっては指定管理者制度を有効に活用して管理の適正化に努める。

厚真町集中改革プラン

◇調査研究 □指針等作成 ◎実施 → 継続

大項目	取 組 項 目	目 標 年 度					集中改革プランの推進方法
		17	18	19	20	21	
	a 公の施設の管理見直し		◎				○18年度中にすべての公の施設の管理のあり方を住民サービスや費用対効果の面から見直しする。 (直営、業務委託、指定管理者制度に分類) ○見直し結果は、行政経営戦略会議においてヒアリングを行い管理方針を決定する。
	b 指定管理者制度の有効活用		◎				○公の施設の管理が法人や団体も可能となったことから、指定管理者制度の有効活用と住民サービス向上、管理の適正化の観点から計画的に推進 ・18年度は福祉関係施設 4施設、産業関係施設4施設、文教関係施設(生活会館)について指定管理者制度移行を検討する。 ・19年度以降は包括的な業務委託を行っている施設について指定管理者制度への移行を検討する。 ・他の公の施設については、民間の管理ノウハウの活用と効果が期待できる施設について指定管理者制度への移行を検討する。
	(5) 投資的経費の抑制						○後年度負担の抑制と財源の有効活用の徹底
	① 投資事業の選別と重点化		◎				○政策評価に基づき費用対効果を明らかにした投資事業の選別と重点化の徹底
	(6) 発注業務の改革						○限られた財源を有効に活用し、効率的な社会資本の整備を進める。
	① 入札制度の改善		◎				○透明性・公平性の高い入札制度に向けた改善を進める。 ・17年度から入札制度基準を改正
	(7) その他の経常経費節減の徹底		◎	◎			○規制観念に捉われないことと時代に合った事務事業の推進と経常経費の節減の徹底
	① 既成観念に捉われない改革の推進		◎				○職員から取り組みアイデア募集や実践事例の紹介など様々な取り組みを通じて経常的経費の節減を図る。
V 改革集中プランの適用	(1) 集中改革プランの適用範囲 ○集中改革プランは、一般会計と特別会計共通の集中改革プランとする。 ○特別会計においても、行財政改革の趣旨を尊重して会計内部の経費抑制に積極的に取り組むものとする。 ○第三セクターに関する記述については、本町に該当事案がないので集中改革プランでの記述は省略する。						
VI 削減効果	(1) 集中改革プランの削減効果 ①人 件 費:17年度を基準に21年度(以下「目標年」という。)まで職員の定員削減と特別職等の報酬見直しにより一般財源ベースで130,000千円程度の削減 ②物 件 費:目標年までに一般財源ベースで100,000千円程度の削減(各項目に共通した削減額) ③維持補修費:目標年までに一般財源ベースで10,000千円程度の削減 ④扶 助 費:目標年までに一般財源ベースで10,000千円程度の削減 ④補 助 費 等:目標年までに一般財源ベースで50,000千円程度の削減						